



# 社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



## 【今月の写真 ～ 瓶・ペットボトルの自動返却機】

ドイツでは、ペットボトル1本あたり約 20～35 円の預り金（デポジット）が上乘せされています。ドイツの飲料はもともと瓶入りが主流でした。今でも少しは見かけますが、水や炭酸飲料、ジュース等のほとんどがペットボトルです。そこで2003年、ペットボトルにも預り金制度を導入し、その額を瓶より高くすることで瓶の復権を図ろうとしたとのこと。こうした措置にもかかわらずペットボトルの消費は増え、週末などは空のペットボトルを山のように抱えた人々が自動返却機に列をなしています。この預り金制度によってペットボトルの回収率は90%以上なのだとか。ちなみにドイツでビールと言えば瓶ビール。缶ビールにとって代わられることはなさそうです。

## 【今月のトピックス】

- 今月の写真～「瓶・ペットボトルの自動返却機」
- 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- お気楽OL AI子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- セミナー情報



## 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

9月の障害者雇用支援月間に向けて、平成25年度新規事業である「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」をご案内します。

### < 助成金の概要 >

中小企業における障害者の一層の雇入れ促進を図ることを目的としたもので、障害者の雇入れに係る計画を作成し、障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした中小企業事業主に対し、当該施設・設備等の設置等に要した費用に応じて2000万～3000万円を支給するもの。

詳細はこちら：厚生労働省 <http://goo.gl/kh0ct> (URL 短縮)

### < 参考 >

- \* 障害者雇用関連助成一覧 <http://goo.gl/1K7NiR> (URL 短縮)
- \* 改正障害者雇用促進法 <http://goo.gl/TCjbO> (URL 短縮)

（事業者の方へ）

障害者を多数雇用する中小企業を支援します

### 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金のご案内（平成25年度新規事業）

**制度概要**

この助成金は、中小企業事業主が障害者を雇用するための計画を作成し、その計画に基づいて、障害者を10人以上雇用し、障害者の雇入れに必要な施設や設備などを設置・整備した場合に、それらにかかった費用の一部を助成するものです。

**対象事業主**

- 支給申請時点で雇用する常用労働者数が300人以下であること
  - \* 「障害者雇用促進法」第43条第1項に規定する労働者数をいいます。
  - ※ 長年非正規従業員は、長年により役員すべき労働者を除いた数とします。
  - ※ 事業や資本の金額、出資の総額は問いません。
- 支給資格が認定された日（以下「支給資格認定日」という）の翌日から6か月以内に、事業計画に基づいて、以下の対象労働者を10人以上雇い入れること
  - ① 重度身体障害者
  - ② 知的障害者（精神手帳の交付を受けている障害者、または児童福祉法第95条による判定を受けている障害者に限る。ただし、重度でない知的障害者の知能検査結果に基づく）
  - ③ 精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている障害者に限る）
- 対象労働者を雇い入れる事業所の事業に使用する施設や設備の設置などを行うこと
  - \* 設置・整備に要する費用が、1施設あたり20万円以上、合計額が3,000万円以上となる必要があります。
- 支給申請時点で、この事業所に雇用される常用労働者に占める対象労働者の割合が、10分の2以上であること

**支給額**

対象労働者の数と施設や設備などの設置・整備にかかった費用に応じて、下表の額を支給します。

総額・費用 額上の費用	10～14人		15人以上	
	第1額	第2額・第3額	第1額	第2額・第3額
3,000万円以上	1,000万円	800万円	1,000万円	500万円
4,500万円未満	(1,400万円)	(1,800万円)	(1,400万円)	(1,800万円)
4,500万円以上	1,000万円	800万円	1,200万円	700万円
	(1,400万円)	(1,800万円)	(2,100万円)	(2,700万円)

・事業者の希望により、それぞれ下段（ ）内の金額を選択することもできます。  
（下段は、当該の合計額が少なくはりますが、第1額の支給額が多いことの特徴です）

・なお、申請時認定済みの対象労働者の雇入れが、第1額に達しない場合は、申請額に基づき、実際に雇い入れた対象労働者の割合を上限とした場合に、支給額は変更となります。  
申請額・雇い入れた対象労働者の割合を上限とする場合は、実際に雇い入れた人数に応じた金額とさせていただきます。

・各支給対象者の日数に応じて、適用している対象労働者が10人を下回る場合は、その対象労働数に該当し、支給額は調整されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL250516R001

## 【お気楽OL A | 子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのA子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



### 第17回：解雇の予告の例外（労働基準法第21条）

使用者が労働者を解雇する場合には、合理的な理由が必要で、さらに少なくとも30日以上前の予告もしくはその分の解雇予告手当が必要ですが、一部例外もあります。

お気楽 A | 子：もー！！また新人の Y 美、会社来ないよ～！電話もないってど～ゆ～こと～！？U子さーん！

先輩 U | 子：わたし先週1週間出張でいなかったから、よくわからないんだけど、何があったの？

お気楽 A | 子：今月1日に鳴り物入りで入社した東大卒の新人 Y 美なんですけど、最初の2日来たっきり、来ないんです。電話もないし、こっちから何度連絡しても留守電にもなんないし…もうかれこれ2週間になりますよ～！早くわたしの仕事、押しつけないの～！

先輩 U | 子：（最後の部分ムシ。）ほんと！？それはもう即時解雇するしかないでしょ！！

お気楽 A | 子：えっマジっすか？でもそれだと解雇予告手当とか必要なんですよえ

先輩 U | 子：なぜか詳しいわね。でも入社後14日以内だったら必要ないから、早く手を打たないと！

お気楽 A | 子：ああそれならわたしの時はちゃんと予告手当もらえるんですね、良かった～♪

先輩 U | 子：あんたなんかクビ！…にしてやりたいぐらいだわ～！！

\*\*\*\*\*  
ウソのような本当の話。最近の新人は、学生気分の延長が抜け切らないのか、急に来なくなることがあるようです。しかしながら、ここで手を決めかねて様子を見てしまうと、15日過ぎた後に、もしもふらっと入社した場合、辞めさせるには解雇予告手当を30日以上分、支払わねばなりません。もしこうした事例に遭遇したら、迷わずぱっきり切れるルールづくりをしておきましょう！！



### コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国のおもしろスポットについてご案内いたします。

### 第17回：晴明神社（京都市上京区）

陰陽師 安倍晴明公をお祀りする、「晴明神社」。二条城や京都御所、金閣寺などを訪問したあとにここを訪れると、その小ささにびっくりするかもしれません。しかしながら、この晴明神社にある「厄除桃」にさわると厄落としができるとか、安倍晴明が念力で湧き出すことに成功した「晴明井」の水を飲むと病気にならないとか、日本での安倍晴明人気にあやかっただけのパワースポットならではのチェックポイントがいくつもあります。そんなツウの間で有名なこの晴明神社、じつは一番のお勧めは「名誉宮司さんの占い（人生相談というらしい）」。名誉宮司さんは高齢なので、いつ占いを辞めてもおかしくないとのこと。朝早くから神社を訪れて、占いをすることをつけてから、待合室で待つこと30分。呼ばれて名誉宮司さんに生年月日を伝えると、擦った墨汁に筆をつけ、達筆でなにやら鑑定書に書きつけていってくれます。

「で、何が聞きたいの？」「えーっと、結婚できますか？」「…相手の生年月日、いってごらん」

「えーっと、（別にいないけど、とりあえず）〇年〇月〇日かな」「…うーん、違うね。他には」

「ほ、他に？えーっと、じゃあ、〇年〇月〇日の人は？」「…うーん、これも違うね。」

「え～！？これもダメ？？じゃあ、〇年〇月〇日はどうだ！！」

「…………。そのうち新しくできるから。安心しなさい。」

新しくできるんだ～ならいっか♪名誉宮司さんの書いてくれた達筆の鑑定書を握りしめて、スキップしてその場をあとにしました。え？その後、新しくできたかって？もちろん、白馬に乗った王子様が（今、牛歩で近くまで来てて、あと少しで会えるはずwww）。

晴明神社

<http://www.seimeijinja.jp/ch/>





## 人事労務ご担当者のための 9月のお仕事カレンダー

日付	9月の業務内容
9月2日(月)	7月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構 <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789</a>
9月10日(火)	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口イーガブ <a href="http://goo.gl/2m2Qw">http://goo.gl/2m2Qw</a> （URLを短縮しています）
9月10日(火)	8月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁 <a href="http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm">http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm</a>
9月16日(月)	平成26年3月新規高等学校卒業者 企業による選考開始及び採用内定開始 参考：厚労省 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wzpn.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002wzpn.html</a>
9月30日(月)	8月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構 <a href="http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789">http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789</a>

### 《今月の確認事項》

- \* 厚生年金保険の保険料率改定  
平成25年9月分（10月納付分）から平成26年8月分（9月納付分）まで、0.354%引き上げられます。  
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1982>
- \* 定時決定結果の反映（平成25年9月分より）  
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1974>
- \* 9月は障害者雇用支援月間です

### 【いしげきのセミナー情報】☆9月開催予定☆

#### ★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅！～

日 程：9月13日（金）10:00～17:00

9月18日（水）12:30～18:50

会 場：新宿センタービル46階 エイジェック内

受 講 料：一般：8,000円 / 登録会員：7,000円（教材費、税込）

お申込みの際に阿河もしくは石関の紹介とお伝えいただくと、登録会員料金での受講が可能です。

### ＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト  
「Smart SoHo」において好評掲載中！ <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス

特定社会保険労務士 石関 裕子

TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976

E-mail : [info@sr-ishizeki.jp](mailto:info@sr-ishizeki.jp)

<http://www.sr-ishizeki.jp/>

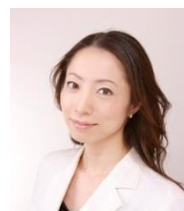


社労士 AI 通信編集 阿河 敬子

特定社会保険労務士 休業中

2012年12月よりドイツ フランクフルト在住

E-mail : [info@qualitas-sr.jp](mailto:info@qualitas-sr.jp)



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・第17号」はお楽しみいただけましたでしょうか。

記録的な猛暑も終わり、最近は朝晩も涼しくなって過ごしやすくなってきた代わりに、だいぶ日も短くなってきましたね。夜には虫の音も聴こえ、秋の気配を感じます。

「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！！